

公益社団法人 日本精神神経学会 理事選任規則

(総則)

第1条 理事の選任については、公益社団法人日本精神神経学会定款に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

第2条 理事候補者になろうとする者は、理事長が定めた期日までに電磁的方法によって、その旨を理事長に届け出なければならない。

2 前項に定める届出は、理事候補者の氏名、地区、所属する施設名、年齢、経歴及び所信を記載しなければならない。

3 候補者は、18名以上なければならない。

4 理事長は、理事の選挙を行う代議員総会の1週間前まで(ただし、代議員総会に出席しない代議員が書面(又は電磁的方法)により議決権を行使することができるとするときは、2週間前まで)に、理事候補者の氏名を掲載した候補者一覧を代議員に発する。また、理事候補者の氏名、地区、所属する施設名、年齢、経歴及び所信を掲載した理事選挙広報を学会ホームページ(会員限定)にて公開する。

(選任人、被選任人)

第3条 この選任の選任人、被選任人は、この選任が行われる年度に任期がある代議員とする。

(投票)

第4条 投票は1人1票、無記名、4名以内の連記とする。

第5条 次の投票はこれを無効とする。

(ア) 本規則の第4条に違反するもの

(イ) 代議員総会が準備した用紙を用いないもの

(ウ) 候補者以外の氏名を記載したもの

(エ) 候補者の氏名の確認し難いもの

(オ) 同一人の氏名を重複して記載したもの

(カ) 候補者中に同姓があるとき姓のみを記載した場合は、その記載についてのみ無効とする。

(当選者)

第6条 有効投票の得票数の単純多数により、第23位までの者を当選者とする。

2 定員数番目に相当する得票数が2人以上あるときは、これらの者について再投票を行う。再投票においても同数の得票数が出た場合は、抽選により順位を決定する。

3 候補者数が定員数と同数の場合は、候補者を無投票で当選者とする。

(就任)

第7条 当選者は、就任を辞退することはできない。

(欠員の補充)

第8条 死亡その他やむを得ない事情によって欠員を生じた場合は、次点者を繰り上げ当選者とする。

2 次点者のない場合は、最も近い代議員総会において補欠選任を行う。

附則

1 この規則は、公益社団法人日本精神神経学会の設立の登記の日から施行する。

- 2 本規則の変更は、代議員総会の議決による。
- 3 この規則の一部改正は、令和3年4月26日から施行する。
- 4 この規則の一部改正は、令和6年6月19日から施行する。